議第102号

訴訟上の和解について

次のように和解する。

平成19年9月6日提出

京都市長 桝 本 賴 兼

事	件	名	大阪高等裁判所平成18年(ネ)第2689号所有権確認請求控訴事件
相	手	方	
事化	‡ の Þ	可 容	相手方は、自らが占有し、一方で、本市がその内部に道路敷及 び水路敷である本市の所有地(京都市左京区松ケ崎正田町 9 番地 の16、9 番地の17及び30番地並びに同区松ケ崎小竹藪町48番地の 12の土地。合計26.65平方メートル。以下「本件道路敷等」とい う。)が存在すると主張している土地(約85平方メートル)につ いて、相手方が所有権を有することの確認を求める訴えを提起し た。 京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、相手方が本 件道路敷等の所有権を有することを確認した。 そこで、本件判決のうち相手方の請求を認容した部分の破棄を 求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。
			1 相手方は、本市に対して、相手方が昭和43年9月10日以来建物敷地として占有してきた本件道路敷等について、本市が所有権を有することを確認する。

2 (議第102号)

和解の内容

- 2 本市は、相手方に対して、本件道路敷等を1,272,537円で売り 払うこととし、相手方は、これを承諾する。
- 3 相手方は、本件道路敷等のうち京都市左京区松ケ崎正田町30 番地の土地の認定道路廃止手続完了通知後4箇月が経過した後 に、直ちに前項の代金を本市が指定する方法により支払う。
- 4 相手方が前項に定めるところにより売払いの代金を支払った ときは、本市は、相手方に対し、売払いを原因として本件道路 敷等の所有権移転登記手続を行う。ただし、登録免許税は、相 手方の負担とする。
- 5 相手方は、本市に対するその余の請求を放棄する。
- 6 本市と相手方の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は、第1審及び控訴審とも各自の負担とする。

提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。